

吹田市いじめ防止基本方針

令和5年6月

吹田市・吹田市教育委員会

目 次

はじめに	1
すいた GRE・EN（グリーン）スクール プロジェクト	2

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義	3
2 基本理念及び基本的な考え方	3
(1) いじめは絶対に許されない	3
(2) 対等で豊かな人間関係を築く	3
(3) 地域社会全体で取り組む	4

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために市や教育委員会が実施する施策	4
(1) いじめの防止等のための組織	4
(2) いじめの防止等のために実施する施策	5
2 いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策	8
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	8
(2) いじめ防止等に取り組む組織の整備	8
(3) いじめの未然防止の取組	8
(4) いじめの早期発見の取組	9
(5) いじめへの対処	9
3 重大事態への対処	11
(1) 重大事態の報告	11
(2) 調査の主体と組織	11
(3) 調査結果の報告及び提供	12
(4) 市長の再調査等	12
(5) 調査結果の公表	13
(6) 調査結果を踏まえた対処	13
(7) 調査の実施に伴い作成した関係資料の保存	13

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

1 取組の検証	13
2 いじめ事案への対応	14
3 いじめの重大事態への対応	15

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するものです。さらに、その生命または身体に重大な危険を生じさせる絶対に許されない行為です。

教育委員会では、「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえ、「吹田市いじめ防止基本方針」を策定し、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、教育委員会・学校における取組を進めてきました。

しかし、平成29年以降、複数のいじめの重大事態が発生し、とりわけ、一事案においては、長期にわたりいじめ行為があったにもかかわらず、学校は積極的ないじめ認知ができず、いじめの長期化と深刻化を招きました。児童生徒や保護者だけでなく、広く市民にも学校教育に対する大きな不安を抱かせる事態となってしまうことを重く受け止め、学校、教育委員会が連携を密にとりながら、未然防止・早期発見・早期対応に尽力するため様々な対応策を検討し、一部は既に実施しているところです。

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こりうると、教職員一人ひとりが今一度、十分に認識し、いじめを「しない・させない・見逃さない」よう丁寧に見守りながら、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めなければなりません。

また、いじめを許さない学校風土の醸成には、児童生徒がいじめの問題について真剣に考え、自ら主体的に行動できる力を育成することが不可欠です。加えて、家庭・地域等の積極的な支援を得て、社会総がかりでいじめの問題に対峙することも必要です。

この方針に基づき、子供たちが安心して学校生活を送れるように、学校における組織的な対応を徹底するとともに、見守りの目を増やすなど体制強化を図り、学校、教育委員会、市が一丸となって「いじめのない学校づくり」に取り組んでいくものとします。

すいた GRE・EN（グリーン）スクール プロジェクト

本市では、現在、すいた GRE・EN（グリーン）スクール プロジェクトを進めています。

いじめのない学校づくりの実現を目標に、学校生活で子供たちが友達や先生、地域住民と良い関係を築き、楽しみや喜びを感じながら過ごせる環境を整えるためのプロジェクトです。

「G」 good（良い）

「RE」 relation（関係・間柄）

「EN」 enjoyment（楽しみ・喜び）

主な取組

- ・ いじめ予防授業を公立の全小・中学校で実施
- ・ 小学校1年生の生活や学習を支援するスターターの増員・配置拡充
- ・ 学校の生徒指導体制に助言を行ういじめ対応支援員の配置
- ・ いじめ対応専任相談員（スクールカウンセラー）の配置
- ・ 教職員向けプログラム（生徒指導編及び教育課程編）の活用
- ・ スクールロイヤーとの連携強化
- ・ GIGAスクール構想に基づく1人1台端末を活用した相談ツールの運用

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法 第2条＞

この場合の「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人間関係をさします。

また「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすること等を意味します。

2 基本理念及び基本的な考え方

いじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わずいじめが行われなくなること、児童生徒がいじめは絶対に許されない行為であることを十分に理解できるようにすること、及び家庭、学校、地域、その他の関係機関との連携のもと、いじめ問題を克服することを旨として行わなければなりません。

以上の基本理念を踏まえ、次のような基本的な考え方に基づき、いじめ防止等のための対策を推進します。

（１） いじめは絶対に許されない

いじめは、どの学校にも起こりうることであり、全ての児童生徒に関係する問題である。またその子供の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子供の健全な育成に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。そのため、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢を持ち、加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されません。

（２） 対等で豊かな人間関係を築く

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがな

いようにするためには、子供たちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような、豊かな感性を身につけていくことが重要です。あわせて、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成し、子供たちの自発的な活動によるいじめ防止の取組を推進することが必要です。

そのためにも、学校においては、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続的に行っていきます。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校内外を問わずに起こりうる問題です。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域など、すべての関係者がそれぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのためにも、市と教育委員会が連携し、地域社会全体でいじめを許さない環境（雰囲気）を生み出し、「オール吹田」でいじめ防止等の取組を推進することが必要です。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために市や教育委員会が実施する施策

(1) いじめの防止等のための組織

ア いじめの防止等に関する機関及び団体（以下「関係諸機関等」という。）の連携を図るために、「吹田市いじめ対策連絡会」において、いじめの防止等に関係する事項について、学校・関係諸機関等・教育委員会の連携を図ります。

その構成員は、吹田警察署、吹田子ども家庭センター、茨木少年サポートセンター、吹田地区少年補導協助手員、吹田市立教育センター、青少年室、学校教育部学校教育室（事務局）等とします。

イ 「吹田市いじめ対策連絡会」において、いじめ防止等について主に以下の内容を担うものとします。

(ア) 学校と関係諸機関等と教育委員会との情報の交換及び共有化を図り連携及び協力を推進すること。

(イ) その他いじめ問題等の早期発見、早期対応等の指導・助言に関すること。

ウ 教育委員会に設置している、「いじめ・不登校・虐待防止対策委員会」において、いじめ問題に対して迅速かつ適切な対応を実効的に行います。その構成員は、教育委員会事務局、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者としてします。

エ 「いじめ・不登校・虐待防止対策委員会」は、主に以下の内容を担うものとします。

(ア) 本市におけるいじめの状況について把握し、分析するとともに、本基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策を検討するために専門的知見を与えること。

(イ) 関係各課等での取組について、報告・連絡・調整を行い、情報共有を図ると共に、課題解決に向けた具体的方策等について検討すること。

(ウ) 校長指導連絡会、教頭指導連絡会、研修会等で、いじめ・不登校・虐待防止の解決に向けた提言等を行うこと。

(エ) 教育相談室の設置、カウンセリング研修の実施、教育相談事業の企画、その他課題解決に向けた新たな事業について検討し、事業の実現に向けて推進を図ること。

(オ) 市立学校におけるいじめについて、学校から重大事態の報告を受けた場合、必要な場合に教育委員会としての調査組織となること。

(2) いじめの防止等のために実施する施策

ア いじめの防止に関する施策

(ア) いじめの未然防止の原点は、児童生徒一人ひとりがかけがえのない存在として大切にされ、安心して学ぶことができるような教育活動の推進であることを認識し、各学校における人権尊重の精神に立った学校づくりを支援します。

(イ) いじめ防止等のための対策が、関係諸機関等・学校・家庭・地域間の連携のもと適切に行われるように、その他必要な体制を整備するとともに、より多くの大人が児童等の悩みや相談をうけとめることができるように、家庭や地域の関係団体との連携を促進します。

(ウ) 学校におけるいじめの防止等の取組状況を点検するとともに、その取組の充実を図るための教職員の資質向上及び学校の生徒指導体制の

充実に資するため、指導主事や学校問題解決支援員による定期的な学校訪問や、いじめの防止、子供の自尊感情の高め方等を内容とした教職員研修を行います。

- (エ) いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行います。
- (オ) 発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止や早期解決に向け効果的に対処するため、大阪府教育委員会、市町村教育委員会、大阪府警察本部及び関係機関等で構築されます「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」※¹との連携を促進します。

※1：インターネット上のいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害等の事案の未然防止や早期解決を図ることを目的に、全国で初めて構築されたネットワークのこと。

- (カ) 生徒会担当者会において、各学校のいじめ撲滅に関する取組等を交流することにより、児童生徒が自ら「いじめは許さない」という質の高い集団をつくる雰囲気醸成を図ります。児童会及び生徒会活動を活性化し、また「中学生の主張」大会等において、「いじめ撲滅宣言」やいじめに関する発表を通して、各学校の児童生徒の自主活動の活性化を図ります。
- (キ) 本市が進める小中一貫教育において、中学校ブロックで、小・中学校の生徒指導の連携を深め、組織的な対応の充実を図るとともに、地域・家庭環境等を踏まえた上で、いじめの情報や対応を共有し、いじめの未然防止、早期解決を図ります。

イ いじめの早期発見と相談体制の整備に関する施策

- (ア) 出張教育相談事業や子どもサポートチーム事業において、すべての学校に、心理や福祉の専門家（出張教育相談・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）を配置するとともに、スクールロイヤーが法的な相談に応じる機会を設けるなど、組織的な対応ができるよう、学校の取組を支援します。
- (イ) 学校に対して、児童生徒等に対する「生活アンケート」等に市としての共通項目を設定した定期的な調査を行うとともに、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末を活用し、いじめなどで困っている子供たちの声を聴くツールを構築・運用するなど、いじめを早期発見するために必要な措置を講ずるよう支援します。
- (ウ) いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備・周知す

るとともに、機能の充実を図ります。

吹田市におけるいじめの相談窓口

- ・吹田市教育センター 電話相談 06-6384-4488
いじめの悩み相談 06-6337-5411

大阪府におけるいじめの相談窓口

- ・すこやかホットライン（子ども向け）06-6607-7361
- ・さわやかホットライン（保護者向け）06-6607-7362
- ・しなやかホットライン（教職員向け）06-6607-7363

ウ いじめに対する措置

【参考】

学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。 〈いじめ防止対策推進法第23条 第2項〉

- （ア）法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を執ることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行います。また、いじめを行った児童生徒に対しても、改善に向けて適切な指導が行われるよう学校と連携して対策を行います。
- （イ）いじめを受けた児童生徒の心のケアに努めるとともに、いじめを行った児童生徒に対しても、成長を促すための適切な指導・支援が行われるよう学校と連携し、対策を講じます。
- （ウ）いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育が受けられるようにするために万全を期すとともに、犯罪行為として取扱われるべきいじめについては、学校及び警察等と連携して速やかに対処します。
- （エ）障がいのある児童生徒へのいじめが生じた場合には、当該児童生徒等が自分の状況を説明しづらいケース等もあることを踏まえ、当該児童生徒が安心できる関わり方等、特段の配慮をもって対処します。

- (オ) いじめの状況に応じて、積極的にいじめ対応専任相談員（スクールカウンセラー）を派遣し、児童生徒や保護者へのカウンセリング、心のケア等を行います。

2 いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

国や市の基本方針を踏まえ、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて、基本的な方向や取組の内容について「学校いじめ防止基本方針」を策定し、毎年、校内のいじめ防止の体制等を確認し、見直しを行います。当該基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、入学説明会や年度初めの学校便り等により、児童生徒、保護者、地域に広く示します。

(2) いじめ防止等に取り組む組織の整備

学校では、これまでも「いじめ不登校対策委員会」等を設置し、いじめの防止に取り組んできましたが、さらに実効的に対策を行うため、心理や福祉の専門家（出張教育相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）、その他の関係者を加えた「いじめに対応する委員会」として整備し、いじめに関わる情報の共有、組織的対応等、その組織の充実を図ります。ただし、名称については学校いじめ防止基本方針において各学校が定めます。

(3) いじめの未然防止の取組

ア いじめはどこの学校でも起こりうるものであるという危機意識を常に持つとともに、児童生徒一人ひとりがかけがえない存在として大切にされ、安心して学ぶことができるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であることを認識し、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めます。

イ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るとともに、いじめ予防授業を効果的に取り入れるなど、総合的人間力の育成の理念を踏まえた教育活動を推進します。

- ウ 児童生徒による自発的ないじめ防止の取組を促すため、児童生徒の自主的な企画、運営によるさまざまな活動を促進します。
- エ いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権侵害であるという認識を共有し、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚を持つことができるよう、「すいたGRE・ENスクールプロジェクト」における「教職員向けプログラム」、大阪府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」や「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」の活用や体罰防止等の内容も含めた校内研修の充実を図ります。
- オ とりわけインターネット等を通じて行われるいじめの報告が増加していることから、その未然防止については、大阪府教育委員会作成の「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」等や外部講師による授業等を活用し、児童生徒に対して計画的に指導を行います。
- カ 家庭や地域等に対し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、学校便りやホームページ等により啓発活動を行うとともに、いじめに対する学校の取組についても理解を得るよう努めます。

（４） いじめの早期発見の取組

いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する無記名式、記名式の「学校生活アンケート」等による定期的な調査を行うとともに、調査結果については担任まかせにすることなく、校内の「いじめに対応する委員会」にて分析・共有し、個別面談等その他の必要な取組を行います。また、「学校生活アンケート」については、相当長期間が経過した後に「不登校になった原因はいじめであった」等の疑いが生じることもあり得ることを踏まえ、校内の「いじめに対応する委員会」で少なくとも３年間保存します。

（５） いじめへの対処

- ア いじめが認知された場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止のための校内組織において、速やかに対応策を協議します。その場合、多方面からの情報を収集、整理し、全体像を把握したうえで、共通理解を図るとともに、解決に向けた手順と方針を決定します。

イ いじめを受けた児童生徒に対しては、その安全を守るとともに事情や心情を聴き取り、状況に応じたケアを行います。あわせて保護者に経過や学校の方針を丁寧に説明し、保護者の思いを受け止め、解決に向けての協力を求めます。

ウ 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたります。安易な謝罪で解決とするのではなく、相手の心の痛みを理解させ、児童生徒が自己と向き合い、素直に振り返ることができるよう継続して指導します。あわせて加害児童生徒の保護者にも経過や学校の方針を丁寧に説明し、保護者の責任を果たすことができるよう促し、学校の指導に対して協力を求めます。

エ いじめが暴行や傷害などの犯罪行為に当たると認められる場合や、児童生徒の生命・身体・財産に重大な被害が及ぶ場合には、被害児童生徒を守るために、警察その他関係機関と連携し、迅速に対応します。この場合、学校が指導を委ねるのではなく、学校の指導のもと被害者の意向にも配慮したうえで、連携します。

オ 認知されたいじめにおいて、加害、被害のどちらにもあたらない児童生徒への指導については、「傍観者」や「観衆」的な立場について理解を促すとともに、学級や学年全体に対する指導を行います。

カ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

3 重大事態への対応

【参考】重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〈いじめ防止対策推進法第28条第1項〉

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生したときは、校長は速やかに教育委員会に報告し、教育委員会は市長に事態発生について報告するとともに、公平性・中立性を確保しながら調査を行います。

(2) 調査の主体と組織

ア 学校が主体となって調査を行う場合

学校において常設している「いじめに対応する委員会」が調査を行います。その際、教育委員会は必要に応じ、校長に助言を行います。また、当該重大事態と同種事態の発生防止に資するため、質問票の使用等の方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

イ 教育委員会が主体となって調査を行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種事態の発生防止に十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を行います。

その場合、教育委員会に設置している「いじめ・不登校・虐待防止対策委員会」を活用します。

ウ 教育委員会の附属機関（吹田市いじめに係る重大事態調査委員会）による調査

上記ア、イのいずれの場合も、必要に応じて、個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関(第三者により構成される組織)により、更なる専門的な調査を行います。

(3) 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行います。学校が主体となって調査を実施した場合、校長は、教育委員会を通じて市長に報告を行います。また、教育委員会が主体となった場合も、教育委員会が市長に報告を行います。

教育委員会又は学校は、当該調査に係る重大事態の事実関係等の情報については、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒等及びその保護者に対し説明を行います。この情報の提供に当たっては、他の児童生徒等のプライバシーの保護に十分配慮するものとします。ただし、いたずらに個人情報保護を優先し説明を怠るようなことがないようにします。

上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出します。

(4) 市長の再調査等

ア 市長は、前記(3)の結果報告を受けた際、当該報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、調査の結果について再調査をすることができます。

イ 再調査は、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関で行います。

ウ 再調査の実施機関は、いじめを受けた児童生徒等及びその保護者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。この情報の提供に当たっては、他の児童生徒等のプライバシーの保護に十分配慮するものとします。ただし、いたずらに個人情報保護を優先し説明を怠るようなことがないようにします。

エ 再調査を行った場合、市長は、再調査の結果を教育委員会に速やかに通知します。

オ 再調査を行った場合、市長は、再調査の結果を議会に報告します。内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保したうえで、個々の事案の内容に応じ、適切に設定します。

（５） 調査結果の公表

市長及び教育委員会は、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表します。ただし、個別の情報を開示するか否かについては、吹田市情報公開条例等に照らして適切に判断します。

（６） 調査結果を踏まえた対処

教育委員会又は学校は、調査の結果及び再調査を行った場合は再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態発生の防止のために必要な措置を講じます。

再調査を行った場合、教育委員会又は学校が当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態発生の防止を行うにあたり、市長は、予算の確保等必要な措置を講じます。

（７） 調査の実施に伴い作成した関係資料の保存

調査報告書及びアンケートや聴取の結果を記録した文書等については、調査終了後、５年間保存することとします。

第３ その他いじめの防止等のための対策に関する事項

１ 取組の検証

市長及び教育委員会は、本基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているかを、修正を含めて検証するものとします。

学校は、いじめ防止等に向けた取組について、年間計画やそれぞれの取組を学校評価を用いる等の方法も取り入れながら毎年検証を行い、いじめ防止基本方針を見直し、教育委員会、保護者及び地域に周知します。

2 いじめ事案への対応

教育委員会

教育委員会事務局

いじめ・不登校・虐待防止対策委員会

(教育委員会事務局、臨床心理士、SSW(SV)、スクールロイヤー、学識経験者等)

学校教育室(事務局) ◆いじめ対策の周知 ◆学校問題解決 ◆学校との連絡 ◆緊急対応

教育センター ◆いじめ電話相談 ◆出張教育相談 ◆教職員研修 ◆SC派遣

教職員課

教育未来創生室

児童部保育幼稚園室

調査

報告

小・中学校

いじめに対応する委員会(校長・教頭・首席・生徒指導担当・養護教諭・SSW・SC等)

◆学校いじめ防止基本方針策定 ◆いじめアンケート ◆いじめの早期発見早期対応

結果に基づき検討

【被害児童生徒への支援、加害児童生徒に対する指導、再発防止策の策定】

吹田市 いじめ対策連絡会 (学警連絡会)

吹田警察署

吹田子ども家庭センター

茨木少年サポートセンター

吹田地区少年補導協会員

学校教育室(事務局)

教育センター

青少年室

◆青少年相談

連携

SSW：スクールソーシャルワーカー
S V：スーパーバイザー
S C：スクールカウンセラー

3 いじめの重大事態への対応

※重大事態とはいじめ防止対策推進法第二十八条一項

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

教育委員会

教育委員会事務局

いじめ・不登校・虐待防止対策委員会
(学校教育室(事務局)・教職員課・
教育未来創生室・教育センター・
児童部保育幼稚園室)

小・中学校

いじめに対応する委員会

調査

報告

連携

②諮問

③答申

吹田市
いじめ対策連絡会
(学警連絡会)

吹田市いじめに係る
重大事態調査委員会
(第二十八条)
(庶務 学校教育室)
委員会招集・調査実施・報告

① 重大事態発生報告

④ 重大事態調査委員会による
調査結果報告

①

④

市長

(市長が再調査実施の判断)
(担当 人権政策室)

③調査結果の通知

(再調査を行う場合)

③調査結果
報告

②答申

①諮問
(再調査)

議会

再調査委員会
(第三十条)

(庶務 人権政策室)
委員会招集・調査実施・報
告

⑤
結果(再調査
結果含む)に
基づき検討

【重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置】